（前のページより続き）
○尾原ダムの建設が完了した件（同四〇〇）　七
○嘉瀬川ダムの建設が完了した件（同四〇一）　八
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（同四〇二）　八
○霧島屋久国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例の一部を改正する件（環境六二）　八
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定に基づき土地の使用の認定をした件（防衛七七～七九）　八

〔国会事項〕
国家公安委員会　警察庁　財務省　会計検査院　二

〔人事異動〕　三

〔官庁報告〕
官庁事項　三
型式検査の主要な実施方法及び基準の公示について（農林水産省）　三
公　聴　会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（東北経済産業局）　三

〔公　告〕
諸　事　項
官庁　三
財団、司法書士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、金融商品取引業者に対する行政処分、特別経理会社の特殊管財人の退任及び選任、在外会社の引当財産の管理人の解任及び選任、建設業の許可の取消処分関係
裁判所　一三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等　一五
企業年金基金清算結了・清算人退任関係
会社その他　三

府　令

○内閣府令第三十号

消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）及び消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）を実施するため、消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年四月二日

内閣総理大臣　野田　佳彦

消費者庁組織規則の一部を改正する内閣府令

消費者庁組織規則（平成二十一年内閣府令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条（見出しを含む。）中「消費者事故対応室」を「財産被害対策室」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第三十四号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十六条第二項の規定に基づき、平成二十四年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日

総務大臣　川端　達夫

平成二十四年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令

（交付額の特例）

第一条　平成二十四年四月において各地方団体に対して交付すべき地方交付税の額は、地方交付税法第十六条第一項の規定にかかわらず、当該地方団体の平成二十三年度分の普通交付税の額に〇・二五を乗じて得た額とする。ただし、平成二十四年度において交付すべき普通交付税の額が平成二十三年度分の普通交付税の額に比して著しく減少することとなると認められる地方団体又は平成二十三年度においては普通交付税の交付を受けたが、平成二十四年度においては普通交付税の交付を受けないこととなると認められる地方団体に対しては、当該交付すべき額の全部又は一部を交付しないことができる。

（廃置分合又は境界変更があった場合の交付額の算定）

第二条　前条の場合において、平成二十四年四月一日以前一年内及び同年四月二日から前条の規定により交付すべき額が交付されるまでの間に地方団体の廃置分合又は境界変更があった場合における平成二十三年度分の普通交付税の額は、次の各号に定めるところによる。

一　廃置分合により一の地方団体の区域の全部が他の地方団体の区域となったときは、当該廃置分合前の関係地方団体に係る平成二十三年度分の普通交付税の額の合算額をもって、当該地方団体が新たに属することとなった地方団体の同年度分の普通交付税の額とする。

二　廃置分合により一の地方団体の区域が分割された場合において、分割された区域に係る平成二十三年度分の普通交付税の額は、当該廃置分合前の地方団体の平成二十三年度分の普通交付税の額を、当該廃置分合により分割された区域を基礎とする独立の地方団体がそれぞれ平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分（あんぶん）した額とする。

三　境界変更により一の地方団体がその区域を減じた場合における当該地方団体の平成二十三年度分の普通交付税の額は、当該境界変更前の地方団体に係る平成二十三年度分の普通交付税の額から当該額を境界変更により減ずる区域及びその区域を除いた当該地方団体の区域のそれぞれを基礎とする独立の地方団体が平成二十三年四月一日に存在したものと仮定した場合において、これらの地方団体に対して交付すべきであった普通交付税の額に按分した額のうち、境界変更により減ずる区域に係る按分額を除いた額とし、新たにその区域が属することとなった地方団体の平成二十三年度分の普通交付税の額は、その地方団体に係る平成二十三年度分の普通交付税の額に当該境界変更により減ずる区域に係る按分額を加えた額とする。